

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
B1-601	一組の下着セット

<b>対応する旧意匠分類</b>		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>	※	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
B1-60	一	下着(一組の下着セット)
<b>参考分類・参考物品</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>		
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>		
一組の下着セット		
<b>定義</b>		
<p>同時に使用される2種以上の物品(以下に示す構成物品のうち2種以上の物品)を含み、全体として統一があるもので、意匠法施行規則別表第二(第八条関係)に定めらる「一組の下着セット」と認められるものを分類する。</p>		
<p>[構成物品]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジャー</li> <li>・ガードル</li> <li>・パンティー</li> <li>・スリッパ</li> <li>・キャミソール</li> <li>・ペチコート</li> <li>・ボディスーツ</li> </ul>	<p>登録 1138325 一組の下着セット</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	
<b>他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)</b>		
<b>分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)</b>		
<p>分類初期付与にあたっては、願書の「意匠に係る物品の名称」の欄に「一組の下着セット」あるいは「一組の下着」「下着セット」と記載のあるものを分類し、必要に応じて担当審査官が、査定までに分類変更を行う。</p>		
<b>過去に分類した物品の名称</b>		